

防府競輪場フードコートテナント業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「2 業務概要」で定める業務を運営する事業者（*共同事業体も可）をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとする。

参加者は、この実施要領等の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

なお、この実施要領と併せて配付する別紙「飲食店舗管理運営仕様書」、「防府競輪場フードコートテナント業者募集要項」その他の書類等を一体のものとし、これら全てを併せて、以下「実施要領」という。

*共同事業体……複数の事業者が協力し、共同で業務を受注、実施することを目的として形成する事業組織体のこと。共同事業体で参加の場合は様式第6号を提出のこと。

2 業務概要

(1) 業務名

防府競輪場フードコートテナント業務

(2) 履行場所

① 名称

防府競輪場メインスタンド1階フードコート内

② 所在地

防府市国分寺町8番2号

③ 施設概要

ア 面積

厨房 21.02 m²

自動販売機 2.43 m²（希望する場合のみ）

イ 厨房設備等

品名	数量	品名	数量
冷凍冷蔵庫 HRF-90AT-1	1台	2槽シンク	1台
製氷機 IN-25M-NA	1台	下部戸棚付調理台	1台
卓上ガスコンロ M-212C	1台	テーブル型冷蔵ショーケース RTS-150STD	1台
各作業台	2台	ドリンクディスペンサー DS-10WCF	1台
ラック	1台	オープンレンジ MR0-W1B	1台

※1 その他設備：手洗い場、エアコン、吊戸棚あり。

※2 フロアはドライ仕様、排水口あり。

(3) 業務内容

フードコート内における店舗運営

(4) 遵守する事項（別紙仕様書のとおり）

(5) 賃貸借期間

令和9年4月1日（予定）から令和12年3月31日まで

(6) 貸付料 年額 470,000 円 (予定) ※自動販売機を設置した場合で算定

(7) 営業可能日

防府競輪場発売日 (令和 7 年度は 346 日)

※本場開催日、土・日・祝日は原則営業日

※休業日については、併設店舗と調整すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加申請する日の直前の日から当該契約が締結されるまでの間、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 防府市物品調達等入札参加資格者名簿に登載されている者又は、参加申請書提出時に「5 参加資格申請 書類受付」の③～⑧の書類を提出し、入札参加資格を満たしていると認められる者。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続の終結又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。
- (5) 防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者。
- (6) 国税及び防府市税 (法人市民税、(個人の場合は市県民税 (ともに特別徴収市県民税を含む))、固定資産税及び軽自動車税) の滞納がない者。(法人の代表者が防府市に住所を有する場合は、その代表者を含む。)
- (7) 代表者又は個人が防府市暴力団排除条例 (以下「条例」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) でないこと。
- (8) 法人である場合の役員又は使用人若しくは個人である場合の使用人のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。
- (9) (7) 及び (8) に該当する者が条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 他のプロポーザル参加者との間に資本的・人的関係がないこと。
- (11) 応募者又は応募団体の役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。
- (12) 原則として、以下に掲げる資格をすべて有するもので、適当と認められる連帯保証人を 2 人立てられること。
 - ①国内に住民登録を有し、引き続き 1 年以上国内に居住する者
 - ②独立の生計を営む年齢 25 歳以上の者で相当の保証力を有する者
 - ③同居の親族でない者
- (13) 募集要項第 4 項 (営業条件) で示した各項目を遵守し、持続的経営が可能なこと。

4 実施スケジュール

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 実施要領の公表 | 令和 8 年 9 月 15 日 (火) |
| (2) 参加表明書及び資格審査書類提出期限 | 令和 8 年 10 月 14 日 (水) |

- | | |
|---|-------------------|
| (3) 質問受付期限 | 令和8年10月15日(木) |
| (4) 書類審査結果通知(防府市物品調達等入札参加資格者名簿に登載されていない者のみ) | 令和8年10月20日(火) |
| (5) 質問回答 | 令和8年10月20日(火)まで随時 |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年11月4日(水) |
| (7) 審査委員会(プレゼンテーション) | 令和8年11月中旬 |
| (8) 優先交渉者結果通知 | 令和8年11月下旬 |
| (9) 契約締結予定 | 令和9年3月下旬 |

※日程については、防府市の都合で変更する場合があります。

審査委員会(プレゼンテーション)以降の日程は決まり次第通知する。

5 参加資格申請 書類受付

本プロポーザルへの参加申込み方法は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

- ① 防府競輪場フードコートテナント業者選定に係るプロポーザル参加表明書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 暴力団等の排除に関する誓約書(様式第3号)
- ④ 経営状況調書(様式第4号)
- ⑤ 使用印鑑届(様式第5号)
- ⑥ 法人にあっては登記事項証明書(商業登記簿謄本)(写し可)

登記事項証明書(履歴事項全部証明書 申請日前3か月以内のもの)

- ⑦ 納税証明書(申請日前3か月以内のもの)

ア 防府市税の「滞納のないことの証明」(写し可)

法人：防府市内に本社、本店、営業所等がある場合は法人のもの、代表者が防府市内に住所を有する場合は代表者個人のもの

個人：代表者が防府市内に住所を有する場合は代表者個人のもの

イ 国税で法人税(個人にあっては所得税)、消費税及び地方消費税の「未納の税額のないことの証明」(写し可)

- ⑧ 決算の確定している直近の営業年度に係る決算報告書、貸借対照表及び損益計算書(写し可)

- ⑨ 共同事業体参加届(共同事業体で参加の場合)(様式第6号)

※防府市物品調達等入札参加資格者名簿に登載されている者については①②以外の提出は不要。

※事業開始後1年を経過していない等の理由により、④⑧が提出できない場合は申請不可。

※共同事業体にあっては上記③④⑥⑦⑧については構成員ごとに提出のこと。⑤については共同事業体の使用印鑑について提出すること。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限

令和8年10月14日(水)午後5時まで必着

※郵送の場合は、提出期限内必着とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土・日曜、祝日を除く午前8時45分から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とする。

(5) 提出先

防府市競輪局 会計係（防府競輪場内）

〒747-0021 防府市国分寺町8番2号

6 質問及び回答

(1) 質問提出期限

令和8年10月15日（木）午後5時まで必着

(2) 提出書類

質問書（様式第9号）

(3) 提出方法

電子メール又はFAX

送信後は確認のために必ず電話連絡を行うこと。

※原則、電話口及び口頭による質問には回答しない。

(4) 提出先

防府市競輪局

メールアドレス：keirin@city.hofu.yamaguchi.jp

FAX番号：（0835）22－8552

電話番号：（0835）22－1212

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年10月20日（火）までに本市ホームページで公表する。

7 企画提案書等の提出

参加者は、以下の要領により提案書等の書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年11月4日（水）午後5時必着

※郵送の場合は、提出期限内必着とする。

(2) 提出先

防府市競輪局 会計係（防府競輪場内）

〒747-0021 防府市国分寺町8番2号

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土・日曜、祝日を除く午前8時45分から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とする。

(4) 提出書類

① 企画提案書（様式第7号）

7部

② 営業概要書（様式第8号）

7部

③ 会社概要（任意様式）

7 部

※正本 1 部、副本 6 部とし、副本には商号又は社名、代表者氏名等の参加者が特定できる情報は記載しないこと。表紙を添付する場合も同様とする。

(5) 企画提案書等作成上の留意事項

業務に必要な要件を明記しておくこと。

8 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書等提出期間終了後は、企画提案書等に記載された内容の変更は認めない。

(2) 提出されたすべての企画提案書等は返却しない。

(3) 提出された企画提案書等は、審査等の必要な範囲において、その写しを作成し使用できるものとする。

(4) 提出された企画提案書等（(3) の複製を含む。）は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

9 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

実施日時 令和 8 年 1 1 月中旬

場 所 防府市競輪局（競輪場内）

(2) 実施時間

4 0 分以内（提案説明 3 0 分以内、質疑応答 1 0 分以内）とする。

(3) 出席者

3 名以内

(4) その他

ア プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の受付順とする。

イ 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

10 選定方法及び審査基準

(1) 資格審査

提出書類について、この実施要領に記載している応募資格を満たしているかを審査する。応募資格を有するものと認められなかった者の企画提案審査は行わないものとする。

(2) 選定方法

企画提案書、プレゼンテーション等により提案内容を、下記「評価項目一覧表」に基づき、選定委員が評価し、評価点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

(3) 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者選定後、プレゼンテーションを行った全提案者へ通知する。また、優先交渉権者名及び評価点数を本市ホームページに公表する。

なお、選定結果の内容に対する問合せ等には一切応じないものとする。

(4) その他

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

- イ 本実施要領に示した提出に関する条件に適合しない場合
- ウ 提出書類が実施要領に示された条件に適合しない場合

<評価項目一覧表>

評 価 項 目	審 査 事 項
①運営方針・運営体制について (10点)	提案された企画の実行能力、経営の安定性、衛生管理方法が適切かについて評価する。
②魅力ある商品の提供について (15点)	提供される商品の価格帯、集客力、既存の競輪客以外の利用見込みについて評価する。
③競輪場の運営に沿う体制整備について (5点)	営業日数や営業時間が適切か、また、搬入時間や搬入方法が適切かについて評価する。
④提供サービスの付加価値について (10点)	利用者の利便性、満足度の向上等を考慮した、付加価値のあるサービスが提案できているかを評価する。
合 計 40点	

11 参加者の辞退

参加申込書提出後、都合により本プロポーザルを辞退するときは、速やかに「14 問合せ先及び資料等の提出先」まで連絡の上、参加辞退届（様式第10号）を提出すること。

12 契約手続

- (1) 10 で選定した優先交渉権者と契約交渉を行い、交渉が成立した場合、契約を締結する。
- (2) 仕様書及び提案を受けた内容については、本市と優先交渉権者との協議により、本業務目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、項目の追加、変更又は削除をすることがある。
- (3) 優先交渉権者が応募資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と契約交渉を行う。

13 その他留意事項

- (1) 提案者1者につき1提案とし、提出期限以後の書類の提出、差替え、記載内容の修正、変更及び追加は認めない。また、提出書類は返却しない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止した場合、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。
- (3) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、防府市情報公開条例に基づき、提案書類を公開する場合がある。
- (4) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。
- (5) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

14 問合せ先及び資料等の提出先

〒747-0021

防府市国分寺町8番2号

防府市文化スポーツ観光交流部競輪局 会計係（防府競輪場内）

電話番号 （0835）22-1212

FAX番号 （0835）22-8552

電子メール keirin@city.hofu.yamaguchi.jp